

 農業支援サービス事業者のみなさま



スマート農業機械を 導入しませんか？

作業受託や機械のシェアリングなど
「**農業支援サービス**」を
提供する事業者に

機械導入費用の
半額を補助※
します。

※補助率・補助上限は条件により異なります。



令和3年度補正予算
スマート農業の全国展開に向けた導入支援事業のうち
農業支援サービス導入タイプ（令和4年7月）

HPはこちら



事業詳細はこちら(PDF)



MAFF
農林水産省

👤 こんな方が対象です

作業受託や機械レンタルサービスなど

他の農業者に対してサービスを提供して対価を得ている**事業者**(農業支援サービス事業者)

(例1) 地域で収穫などの作業受委託を行う経営体

(例2) ドローンを活用してセンシングを行いながらピンポイント施肥サービスを行う経営体・民間事業者

(例3) 環境制御装置を活用してハウス農家のコンサルタントを行う民間事業者

🚜 こんな機械が対象です

○ 自動操舵装置

○ 自走式またはリモコン式草刈機

○ 自走式またはリモコン式無人車

○ 中切機

○ ロボット摘採機

○ 野菜・花きの乗用収穫機・収穫ロボット

○ ドローン

NEW !!

等

○ データ駆動型農業に資する機械

…生産環境に関するデータを取得、分析し、分析結果に基づき栽培技術や経営の最適化を図る取組に使用する機械をいいます。

(例1) 収穫を行いながら翌年度の施肥設計に活用できる収量マップを作成する**収量コンバイン**

(例2) 土壌センサで施肥量を瞬時に調整し、植付けを行いながら可変施肥を行う**可変施肥田植機**

(例3) 温度や湿度のデータを取得・分析し、冷暖房機等を制御する**複合環境制御装置**

🏠 補助率・補助上限額

補助率:1/2以内

補助上限:サービス事業の取組の利用者1者毎に**300万円(上限1,000万円)**

ただし、一定の要件(加工・業務用野菜に取り組む等)を満たす場合は、

補助率:2/3以内

補助上限:サービス事業の取組の利用者1者毎に**300万円(上限1,500万円)**

📄 申請方法

農林水産省共通申請サービス eMAFF より申請してください(<https://emmaff.go.jp/GuestPortal>)。

申請には**gBizIDプライム**が必要です。取得には**2週間ほど掛かります**ので、ご注意ください。

※事業の活用には、成果目標を設定するなど、要件を満たしていただく必要があります。

【事業全般に関するお問い合わせ】

農林水産省技術普及課農業支援サービスユニット

TEL: 03-6744-2218

配布元

【事業詳細や申請に関するお問い合わせ】

お住まいの地域の地方農政局等へお問い合わせください。

北海道農政事務所 TEL: 011-330-8807

東北農政局 TEL: 022-221-6214

関東農政局 TEL: 048-740-0447

北陸農政局 TEL: 076-232-4893

東海農政局 TEL: 052-746-1313

近畿農政局 TEL: 075-414-9722

中国四国農政局 TEL: 086-230-4249

九州農政局 TEL: 096-300-6273

沖縄総合事務局 TEL: 098-866-1653

スマート農業機械を 導入しませんか？

農業者が集まって
機械を一括発注する場合

機械導入費用の
半額を補助※
します。

※補助率・補助上限は条件により異なります。



令和3年度補正予算
スマート農業の全国展開に向けた導入支援事業のうち
一括発注タイプ（令和4年7月）

HPはこちら



事業詳細はこちら(PDF)



👤 こんな方が対象です

下記の補助対象機械を導入しようとしている 農業者などの集まり(コンソーシアム)

- 必ずしも農業者のみで構成する必要はなく、地方公共団体や農機具店、JA、食品事業者などが参画しているコンソーシアムでも申請可能です。
- 要件を満たせる場合は1経営体でも申請可能です。

🚗 こんな機械が対象です

- 自動操舵装置
- 自走式またはリモコン式草刈機
- 自走式またはリモコン式無人車
- 中切機
- ロボット摘採機
- 野菜・花きの乗用収穫機・収穫ロボット
- RTK基地局
- ドローン
- 可変施肥機 **NEW !!**

🏠 補助率・補助上限額

補助率:1/2以内

補助上限:900万円~1,000万円

ただし、

○RTK基地局との一体的な整備

○加工・業務用野菜、水田からの転換果樹の生産に関する取組を行う場合は

補助率:2/3以内

補助上限:900万円~1,500万円

📄 申請方法

都道府県または市町村の担当窓口申請してください。

※ 事業の活用には、成果目標を設定、集まり(コンソーシアム)で5台以上一括購入するなど、要件を満たしていただく必要があります。

※ 集まり(コンソーシアム)の構成員が複数の都道府県にまたがる場合は、[農林水産省共通申請サービス\(eMAFF\)](#)での申請が可能です。事前に事業実施主体が所在する都道府県担当者へ御相談ください。

【事業全般に関するお問い合わせ】

農林水産省技術普及課農業支援サービスユニット

TEL: 03-6744-2218

【事業詳細や申請に関するお問い合わせ】

お住まいの都道府県または市町村の窓口へ

お問い合わせください。

配布元

スマート農業機械を 導入しませんか？

農業者が他の農業者と
機械を共同利用する場合

機械導入費用の
半額を補助※
します。

※補助上限があります。



令和3年度補正予算
スマート農業の全国展開に向けた導入支援事業のうち
共同利用タイプ（令和4年7月）

HPはこちら



事業詳細はこちら(PDF)



👤 こんな方が対象です

2者以上で機械を共同利用する団体や農業者

🚗 こんな機械が対象です

- 自動操舵装置
- 自走式またはリモコン式草刈機
- 自走式またはリモコン式無人車
- 中切機
- ロボット摘採機
- 野菜・花きの乗用収穫機・収穫ロボット
- RTK基地局
- ドローン
- 可変施肥機

NEW !!

🏠 補助率・補助上限額

補助率: 1 / 2以内

補助上限: 100万円

📄 申請方法

都道府県または市町村の担当窓口申請してください。

※ 事業の活用には、成果目標を設定するなど、要件を満たしていただく必要があります。

【事業全般に関するお問い合わせ】
農林水産省技術普及課農業支援サービスユニット
TEL: 03-6744-2218

【事業詳細や申請に関するお問い合わせ】
お住まいの都道府県または市町村の窓口へ
お問い合わせください。

配布元